令和１０～１２年度

京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託（単価契約）

に係るプロポーザル募集要項

京　都　市

１　事業者募集の背景

本市では、令和４年４月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことを踏まえ、令和５年４月から他の政令市に先駆け、プラスチック製容器包装に加えてプラスチック製品の分別収集に取り組んでいます。また、令和８年３月に改定した「京都市循環型社会推進計画（2021-2030）（京（みやこ）・資源めぐるプラン 2025 改定版）」に係る重点施策の中で、「プラスチックの資源循環」を掲げ、施策を推進しています。

プラスチック類の分別収集に当たり、これまで中継施設として使用してきた本市の西部圧縮梱包施設において、次期クリーンセンター建替整備に係る調査等を進めていくことから、新たに処理体制を構築する必要があります。また、昨今、リチウムイオン電池等に起因する火災事故が全国の廃棄物処理施設において発生していることから、安定した処理体制を構築することが求められています。

本件は、本市の西部圧縮梱包施設に代わってプラスチック類の受入れのできる施設を有するほか、プラスチック類の選別圧縮梱包等に豊富な経験を有する事業者から、リチウムイオン電池等のリスク等に対する、自らのノウハウをいかした効率的で効果的な提案を受け、安定したプラスチック類の処理を行うことを目的として、事業者を募集するものです。

２　募集を行う業務の概要

本業務は、京都市が分別収集したプラスチック類（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品）について、選別・圧縮梱包等を行い、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第３３条第１項に基づき本市が作成した再商品化計画に定める再商品化実施者に引き渡すものです。

⑴　業務名

令和１０～１２年度京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託Ａ（単価契約）
令和１０～１２年度京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託Ｂ（単価契約）
令和１０～１２年度京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託Ｃ（単価契約）

⑵　委託内容

委託仕様書（案）のとおり

※　委託仕様書（案）については、本業務の実施に当たって本市が求める必要最低限の内容を提示しており、契約締結の際に、受託候補者の提案内容に基づき業務内容の一部を変更します。

⑶　契約期間

契約日から令和１３年３月３１日まで
履行準備期間：契約日の翌日から令和１０年３月３１日まで
履行期間：令和１０年４月１日から令和１３年３月３１日まで

⑷　履行場所

ア　プラスチック類の受け渡し場所

Ａ：受託候補者施設（所在地は京都市内に限る。）
Ｂ：京都市北積替所（京都市上京区下清蔵口町１３２番地）
　　京都市南積替所（京都市伏見区横大路千両松町４４７番地）
Ｃ：京都市山科積替所（京都市山科区勧修寺閑林寺８３番地８）

イ　プラスチック類の選別圧縮梱包、再商品化実施者へのプラスチック類の引渡し

Ａ・Ｂ・Ｃ：受託候補者施設

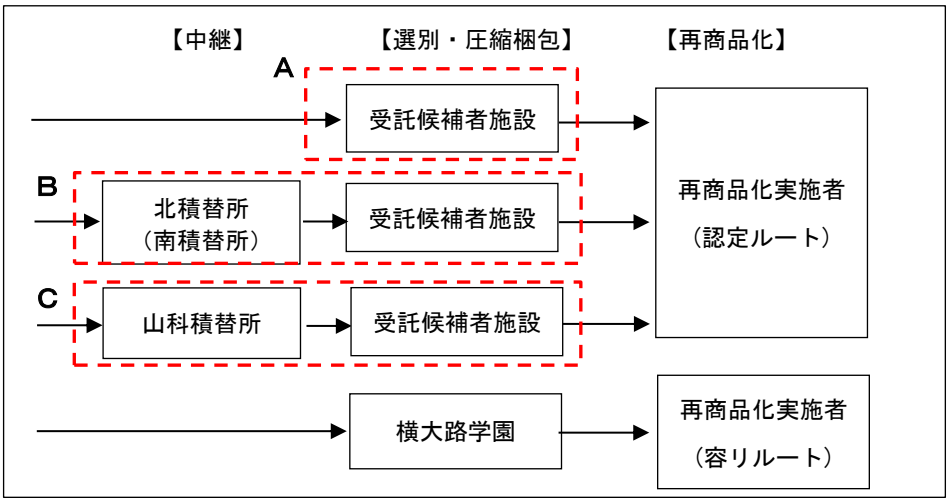


図　本件で募集する業務の範囲（赤色破線枠）

⑸　引渡し予定数量

Ａ：３，５００トン／年度

Ｂ：４，１００トン／年度

Ｃ：１，８００トン／年度

ただし、予定数量であり増減することがあります。

⑹　予定価格

ア　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、各年度次のとおりとします。

Ａ：１２９，５００，０００円／年度

Ｂ：１５２，９３０，０００円／年度

Ｃ：　６７，１４０，０００円／年度

イ　予定価格は契約期間中の物価等の変動予想額も含めて設定しており、契約期間中に物価等の変動があっても原則として処理単価の変更を行いません。ただし、予期することのできない特別の事情等により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、本市又は受注者は、契約金額の変更を請求することができるものとします。

⑺　支払の条件

委託料は、引取量１トン当たりの契約単価に本市又は受注者が算出した各月のプラスチック類の引取量を乗じて得た額を支払うこととします。算出額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

⑻　履行準備期間

ア　契約日の翌日から令和１０年３月３１日までは、法的手続、施設整備、業務引継等の履行準備期間とし、履行開始日から円滑に業務を実施できる体制を整えてください。

イ　当該期間に係る経費は、受注者の負担とします。

3　参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）の要件は、次のとおりとします。

⑴　以下に掲げる参加資格のすべてを満たす者

ア　参加申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品に限る。）に登録されている者

イ　公告日から参加申請締切の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ　申請日において２年間以上、次のいずれかに該当する者であること。

（ア）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第８条第１項の規定に基づく「一般廃棄物処理施設の許可」を受けた者（ただし、取扱う廃棄物に「廃プラスチック類」を含む者に限る。）

（イ）廃棄物処理法第８条第１項の許可を受けた者から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者として廃棄物処理法第９条の５第１項の規定に基づく「一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可」を受けた者（ただし、取扱う廃棄物に「廃プラスチック類」を含む者に限る。）

（ウ）市町村（一部事務組合を含む。）におけるプラスチック製容器包装又はプラスチック製品の選別・圧縮梱包等の契約実績を有すること。

（エ）廃棄物処理法第１４条第６項に基づく「産業廃棄物処分業」の許可を受けた者（ただし、事業の範囲に「廃プラスチック類」を含む者に限る。）

エ　現に次のいずれかに該当する者又は令和１０年４月１日までにいずれかの条件を満たす見込みがある者であること。ただし、Ａにあっては、受託候補者の一般廃棄物処理施設が京都市域内に存すること、Ｂ及びＣにあっては、受託候補者の一般廃棄物処理施設が京都市又は京都市近隣市町村に存することを条件とする。

（ア）廃棄物処理法第８条第１項の規定に基づく「一般廃棄物処理施設の許可」を受けた者であること。

（イ）廃棄物処理法第８条第１項の許可を受けた者から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者として廃棄物処理法第９条の５第１項の規定に基づく「一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可」を受けた者であること。

（ウ）廃棄物処理法第１５条第１項の規定に基づく「産業廃棄物処理施設」の許可を受けた者で、廃棄物処理法第１５条の２の５の規定による届出により、同施設を一般廃棄物処理施設として設置した者であること。

（上記（ア）から（ウ）は、廃棄物処理法施行令で定める一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に限る。また、許可を受けた一般廃棄物処理施設がプラスチック製容器包装及びプラスチック製品の異物除去、圧縮梱包、保管の用に供する施設であること。）

オ　【契約Ａのみ】履行開始の日までに、受託業務に必要な施設、計量器及び車両を保有し、また調達できること。使用する計量器は荷下ろしの前後用に同一敷地内に２基整備し、かついずれも検定

証印又は基準適合証印が付された特定計量器に限る。

カ　【契約Ｂ・Ｃのみ】履行開始の日までに、受託業務に必要な施設及び車両を保有し、また調達できること。

キ　業務開始の日までに、受託業務に必要な廃棄物の処理に従事する従業員を雇用し、業務履行に必要な研修等が実施できること。

ク　自ら受託業務を実施する者であること。

ケ　廃棄物処理法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

コ　市税及び法人税の滞納がないこと。

サ　受託業務に関し、確実な履行が期待できない恐れがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

⑵　共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立された共同企業体（以下「共同企業体」という。）で本プロポーザルに参加する者については、以下のア及びイの要件を満たす場合に参加資格を有するものとします。なお、参加申請後に代表事業者及び構成員を変更することはできません。

ア　共同企業体の構成員に係る要件

（ア）構成員の全員が３⑴ア及びイ並びにキからサの要件を満たすこと。

（イ）３⑴ウからカの要件について、構成員のうち１社以上が満たすこと。

（ウ）廃棄物の運搬を行う構成員が本業務におけるプラスチック類の処理を行わない場合にあっては、廃棄物処理法第７条第１項の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可又は廃棄物処理法第１４条第１項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（ただし、「廃プラスチック類」を含むこと。）を受けていること。

イ　共同企業体の構成に係る要件

（ア）共同企業体の構成員の数は、５社までとし、自主結成によること。

（イ）代表事業者は、３⑴エに該当する者とすること。

（ウ）共同企業体の事務所の所在地は、代表事業者である構成員の所在地とすること。

（エ）共同企業体の成立日は、参加申請書の提出日とすること。

（オ）共同企業体での資格で本プロポーザルに参加する者の構成員は、本プロポーザルの参加者又は他の共同企業体の構成員となることができません。

⑶　備考

本プロポーザルに係る業務は、原則、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することは認めません。やむを得ず、業務の一部について第三者に再委託をする場合は、事前に書面を提出し本市の承諾を得なければならないこととします。

４　施設見学会の開催

本プロポーザルへの参加を希望する者を対象として、次のとおり各中継施設の見学会を実施します。なお、本見学会は、本プロポーザルへの参加を希望する者全員に強制するものではありません。

⑴　実施予定日

令和８年１０月１４日（水）　※雨天決行

時間については、参加申込者へ別途連絡します。

⑵　申込書類

施設見学会参加申込書（様式１）

⑶　申込期間

公告の日から令和８年１０月８日（木）午後５時まで

⑷　提出方法

ア　施設見学会参加申込書の提出は、「京都市ファイル転送システム」を用います。メール送付されたものについては、受理しませんので御注意ください。

イ　提出の手順

「11　問い合わせ先及び提出先住所」のメールアドレス宛に提出の意向を連絡してください。連絡後に、架電により着信したことを確認してください。連絡のあったメールアドレス宛に提出方法を御案内します。

ウ　注意事項

申込期間内に「京都市ファイル転送システム」への送信が完了したものを受理しますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

⑸　備考

各中継施設へは、公共交通機関を御利用ください。

山科積替所は現在休止中のため、建屋等のみの見学となります。南積替所については、見学会の開催はありません。

５　質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、質問書（様式２）のみにより受け付けます。

⑴　受付期間

公告の日から令和８年１０月１６日（金）午後５時まで

⑵　回答方法

令和８年１０月２３日（金）にすべての質問及び回答について京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の環境政策局のウェブページにおいて公開します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問を行った者全員に別途連絡を行います。

回答は、募集要項と一体のものとし、募集要項と同等の効力を有するものとします。

⑶　提出方法

ア　質問書の提出は、「京都市ファイル転送システム」を用います。メール送付されたものについては、受理しませんので御注意ください。

イ　提出の手順

「11　問い合わせ先及び提出先住所」のメールアドレス宛に提出の意向を連絡してください。連絡後に、架電により着信したことを確認してください。連絡のあったメールアドレス宛に提出方法を御案内します。

ウ　注意事項

受付期間内に「京都市ファイル転送システム」への送信が完了したものを受理しますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

⑷　備考

ア　受け付けた質問への、個別の回答は行いません。

イ　質問を行った者の氏名等は、公表しません。

ウ　本プロポーザルに関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

6　プロポーザル参加申請

⑴　提出書類

ア　参加申請書（様式３）

イ　営業概要書（様式４）

ウ　協定書等（共同企業体で参加する場合のみ）

エ　履歴事項全部証明書（申請日から３カ月以内に発行されたもの。写し可。）

オ　過去３か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（共同企業体で参加する場合は、構成員すべて）

カ　会社概要書（パンフレット等）

キ　委任状（本公募に係る申請を代理人名（支店長、営業所長等）で行う場合のみ）

ク　廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し、又は一般廃棄物処理施設設置許可証の写し、若しくは市町村（一部事務組合を含む。）におけるプラスチック製容器包装又はプラスチック製品の選別・圧縮梱包等業務委託に係る契約書の写し

ケ　市税及び法人税の納税証明書（申請日から３カ月以内に発行されたもの。写し可。）

⑵　提出期日

令和８年１０月２８日（水）午後５時

⑶　提出方法

紙面又はデータにより提出してください。

ア　データによる提出方法

（ア）同項⑴提出書類の提出には、「京都市ファイル転送システム」を用います。メール送付されたものについては、受理しませんので御注意ください。

（イ）提出の手順

「11　問い合わせ先及び提出先住所」のメールアドレス宛に提出の意向を連絡してください。連絡後に、架電により着信したことを確認してください。連絡のあったメールアドレス宛に提出方法を御案内します。

（ウ）注意事項

提出期日までに「京都市ファイル転送システム」への送信が完了したものを受理しますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

イ　紙面による提出方法

持参の場合は、「11　問い合わせ先及び提出先住所」において、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、正午から午後１時までを除く午前９時から午後５時の間に受け付けます。郵送の場合は、郵送（特定記録）によるものとし、当日必着とします。また、架電により発送した旨を連絡してください。

⑷　参加資格審査結果通知（無効の場合のみ）

提出された参加申請書等に記載の不足、虚偽の記載その他の理由により本プロポーザルへの参加資格を有しないと判断した場合は、令和８年１１月２日（月）に参加資格審査結果通知（無効）を電子メールにより通知します。

参加資格を有する者には、参加資格審査結果通知の送付は行いません。

⑸　参加の辞退

参加申請書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、同項⑵の提出期日までに辞退届（様式自由）を提出してください。

⑹　その他

ア　参加申請に当たっては、受託を希望する業務を明確にしてください。

イ　一つの参加者が複数の業務へ参加する場合は、業務ごとに参加申請書を提出してください。

ウ　必要に応じて、処理施設の立地する地域の自治会等への事前説明・周知に努めてください。

７　プロポーザル参加資格の取消し

本プロポーザル参加資格を有するとした者が、次の各号に該当することとなった場合には、その者の参加資格を取り消します。

⑴　提案書の審査結果通知までに、「３　参加資格」を喪失したとき。

⑵　提案書の審査結果通知までに京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

⑶　共同企業体の資格で参加する者については、提案書の審査結果通知までに、その構成員のいずれかが京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、本プロポーザルの参加に必要な資格を欠くこととなったとき。

⑸　その他市長が特に本プロポーザルに参加させることが不適当であると認めたとき。

８　提案書等の提出

⑴　提出書類

ア　提案書

提案書（様式任意）は、委託仕様書（案）の内容を十分に踏まえた上で、別紙「京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託の業務受託候補者選定に係る評価基準」を参考に、原則、次の順番で記述・作成してください。

①　処理体制構築の確実性

・プラスチック廃棄物の中間処理に関する業務実績、許可の状況

・業務の実施までに必要な法的手続及び施設整備に係るスケジュール

・履行開始後の他の業務を含めた事業計画・事業方針

②　効率的な収集運搬

・参加者施設の立地、周辺道路状況

③　安定的な処理

・施設の処理能力（破砕機／破袋機、圧縮梱包機、及び関連設備）（※）

・リチウムイオン電池等金属品の選別の方法、混入対策
・ベールの品質
・【契約Ａのみ】収集運搬車両の待機場所、荷下ろし・保管スペース、車両動線（※）
・【契約ＢＣのみ】引取車両の荷下ろし・保管スペース、安全な車両動線（※）
・ベールの保管・引渡しのスペース、安全な車両動線（※）

④　リスク管理
・防火・消火のための設備・機器の導入・設置の状況、組織体制
・機器故障時の復旧体制
・災害、事故等の不測の事態に備えた体制
・処理設備の二重化、代替施設

⑤　環境負荷の低減に係る認証の取得状況

（※）他の受託業務分（本市以外の市町村（一部事務組合を含む。）のプラスチック類等、産業廃棄物、資源物等の処理業務。参加申請時点で確定又は想定しているもの。）も含めて記載してください。

＊注意事項

（ア）専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮を行うなど、見やすく明確な資料としてください。また、図面等を補足資料として添付してください。

（イ）補足資料も含めて３０ページ程度（表紙、目次を除く。）とし、Ａ４縦（補足資料については、Ａ３も認めます。）、両面印刷、左綴じとし、表紙及び目次を除く全体にページ番号を付してください。文字サイズは、図表中のものを除き１２ポイント以上、フォントは自由とします。

（ウ）複数の業務に参加する場合は、各業務における処理能力や保管施設等を必ず区別して示してください。

（エ）提案書の内容は、現実に実施可能なものとしてください。契約後、提案書の内容が履行されない場合には、契約額を減額又は契約を解除する場合があります。

イ　見積書（様式５）

（ア）「２⑹　予定価格」を踏まえ、総額及び１トン当たりの処理単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載してください。

（イ）処理単価は、整数としてください。

（ウ）予定価格は契約期間中の物価等の変動予想額も含めて設定しており、契約期間中に物価等の変動があっても原則として処理単価の変更を行いません。ただし、予期することのできない特別の事情等により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、本市又は受注者は、契約金額の変更を請求することができものとします。

（エ）異物又は残渣の発生量は、予定数量の 10%程度を見込んでください。

（オ）著しく低額の見積価格の提示があった場合は、積算の内訳やその根拠について調査を行うものとし、資料の提出やヒアリングを求めることがあります。

⑵　提出期間

令和８年１１月４日（水）午前９時から１１月６日（金）午後５時まで

持参の場合は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、正午から午後１時までを除く午前９時から午後５時の間に受け付けます。郵送の場合は、郵送（特定記録）によるものとし、当日必着とします。また、架電により発送した旨を連絡してください。

⑶　応募の無効

次に掲げる事項に該当する場合は、本プロポーザルへの応募を無効とします。

ア　「３　参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ　「６　プロポーザル参加申請」を行っていない者が提出した場合

ウ　提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

エ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。原則として明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合を除き、書類提出後の記載内容の変更は認めません。

オ　見積価格が予定価格を上回る場合

カ　虚偽の内容が記載されていた場合

⑷　提出部数

６部　及び提案書の電子データを保存したＣＤ－Ｒ・ＤＶＤ－Ｒ等１枚

※　１部にのみ提案者名を記載し、残り５部には提案者名や社章等を記載せずに作成すること

⑸　提出先及び提出の方法

「11　問い合わせ先及び提出先住所」へ持参又は郵送（特定記録）により提出してください。なお、郵送による場合は、架電により発送した旨を連絡してください。

⑹　その他

ア　提案書受理後、本市の判断で提案者に補足資料の提出を求めることがあります。

イ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ　提出書類については、提案者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しません。

エ　同一の参加者が、１つの業務に対して提出書類を複数提出することは認めません。

9　選定方法等

⑴　選定方法

選定に当たっては、提出書類について、提案の妥当性や見積価格等、総合的に提案者の業務実施能力を審査するため、アに規定する選定委員会を設置し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定します。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには、一切応じません。

ア　選定委員会は、以下の委員で構成します。

・環境政策局循環型社会推進部長

・同局環境企画部 環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長

・同局循環型社会推進部 資源循環推進課長

・同局循環型社会推進部 資源循環推進課 技術担当課長

・同局適正処理施設部 施設整備課長

イ　各委員が提案書について採点し、各評価項目細目の平均点を合計したものを技術評価点とします。（Ａ：１１５点満点、Ｂ・Ｃ：各１１０点満点）

価格評価点は、以下の式により算出します。

価格評価点 ＝ （全提案者のうち最も低い見積額／提案者の見積額）×配点

※　小数点第３位を四捨五入します。（各３０点満点）

ウ　技術評価点と価格評価点の合計が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とします。合計の評価点が最も高い者が２以上ある場合は、次のとおり受託候補者を決定します。

（ア）参加者それぞれの技術評価点と価格評価点が異なる場合、技術評価点が高い者を受託候補者とします。

（イ）参加者それぞれの技術評価点と価格評価点が同じ場合、くじ引きにより受託候補者を決定します。

⑵　評価項目

別紙「京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託の業務受託候補者選定に係る評価基準」のとおり

⑶　選定結果の通知

選定結果は、審査後速やかに提案者全員に対して文書で通知するとともに、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の環境政策局のウェブページにも掲載します。

⑷　委託契約

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、契約内容の詳細及び金額について本市と協議し、合意に達した場合に契約を行います。

本市は、選定された受託候補者が契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において受託候補者との契約が締結できない場合は、当該受託候補者の優先交渉権を取り消し、次点者を受託候補者とし、契約交渉を行います。また、委託契約後においても、提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合等は、契約を取り消す場合があります。

⑸　契約保証金

不要とします。

⑹　その他

ア　次のいずれか又は両方に該当する場合は、受託候補者として選定しないことがあります。

（ア）見積価格を除く評価点（技術評価点）が満点の６割に満たなかった場合

（イ）委員の過半数が同一の評価項目細目について０点と評価し、著しく業務の履行に支障があると判断される場合

イ　本プロポーザルへの参加者が１社のみであった場合も、本プロポーザルは成立するものとします。

ウ　受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとします。

エ　審査結果に関する質問には、回答しません。

10　選定の手順及びスケジュール

受託候補者の選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりです。

日　　程	内　　容
令和８年１０月５日（月）	募集公告
令和８年１０月８日（木）	施設見学会参加申込期限
令和８年１０月１４日（水）	施設見学会
令和８年１０月１６日（金）	質問受付期限
令和８年１０月２３日（金）	質問回答
令和８年１０月２８日（水）	参加申請書受付期限
令和８年１１月２日（月）	参加資格審査結果通知（無効の場合のみ）
令和８年１１月６日（金）	提案書・見積書提出期限
令和８年１１月中旬（予定）	審査会開催
令和８年１１月下旬（予定）	受託候補者の決定及び公表
令和８年１２月中旬（予定）	契約の締結
令和１０年４月	事業開始

11　問い合わせ先及び提出先住所

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 プラスチック資源循環促進担当

電話番号：(075) 222-3946

メールアドレス：gomigenryo★city.kyoto.lg.jp

「★」を「@」に置き換えてください。

住　　所：〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所本庁舎地下１階

12　その他

⑴　本プロポーザルに係る提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円としてください。

⑵　本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とします。

⑶　参加者は、本市及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。

⑷　書類の作成に当たっては、鉛筆、消えるボールペンを使用しないでください。

別紙

京都市プラスチック類選別圧縮梱包等業務委託の業務受託候補者選定に係る評価基準

	配点	評価項目	評価項目細目	評価の観点	補足・参考資料
1	15	処理体制構築の確実性	1-1 業務実績	プラスチック廃棄物の中間処理に関する実績を有するか	契約・許可内容の分かる資料
			1-2 事業計画	業務の実施までに妥当性のあるスケジュールを立てているか	事業開始までのスケジュール
				本業務の履行に安定性・確実性のある方針を立てているか	履行開始後の事業計画・事業方針
2	10（5）	効率的な収集運搬	2-1 施設の立地	大型車が安定的・効率的に進入可能な場所に存するか	施設周辺の位置図
			2-2 【Aのみ】施設の立地	安定的・効率的な収集運搬が可能な立地か	施設周辺の位置図
3	45	安定的な処理	3-1 施設の処理能力	選別、圧縮梱包工程の能力が十分か（他の受託業務分を含む。）	処理フロー、機器リスト、施設図面
			3-2 リチウムイオン電池等金属品の選別方法	リチウムイオン電池等の除去設備が適切に整備されているか、混入対策が妥当か	処理フロー、機器リスト、施設図面
			3-3 ベールの品質	ベールの品質が確保されているか（大きさ、重量、梱包材）	処理フロー、施設図面
			3-4 【Aのみ】収集運搬車両の待機場所、荷下ろし・保管のスペース、車両動線	荷下ろしスペースは十分か、収集運搬車両の待機場所を確保しているか、車両動線に交錯がないか（他の受託業務分を含む。）	施設平面図
			3-4 【BCのみ】参加者施設内の荷下ろし・保管のスペース、安全な車両動線	引取物の荷下ろしスペースや保管場所が十分か、引取車両の待機場所を確保しているか、車両動線に交錯がないか（他の受託業務分を含む。）	施設平面図
			3-5 保管・引渡しのスペース、安全な車両動線	保管場所や引渡の積込スペースが十分か、再商品化実施者の車両の待機場所を確保しているか、車両動線に交錯がないか（他の受託業務分を含む。）	施設平面図
4	40	リスク管理	4-1 防火・消火のための設備・機器の導入・設置の状況、組織体制	防火・消火のための設備が整備されているか、ソフト対策が講じられているか	施設図面、体制表、点検結果報告書（消防法）
			4-2 機器故障時の復旧体制	機器故障時にすみやかな復旧が可能か	体制表、関連するマニュアル等
			4-3 災害、事故等の不測の事態に備えた体制	災害発生時等に緊急の体制が取れ、適切に対応が可能か	BCP、体制表、関連するマニュアル等
			4-4 処理設備の二重化、代替施設	不測の際に設備が使用できない場合のバックアップ体制が確保されているか	施設図面、体制表、処理フロー
5	5	環境負荷の低減	5-1 第三者認証等の取得状況	ISO14001、KES などの資格を取得しているか	認定証の写しなど
6	30	費用		（全提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格）×配点 ※小数点第３位を四捨五入	見積書（様式５）
	145 （140）	合計			

※　かっこ内は、契約ＢＣの配点